

令和8年第1回

札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日時: 2026年5月26日(火)午後1時開会
場所: 札幌市役所 18階 第二常任委員会会議室

1 開会

○尾崎委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催します。

はじめに、事務局から本日の出席状況の報告と配布資料の確認をお願いします。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) アイヌ施策課長の脇山でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

はじめに、委員会の成立について確認いたします。

札幌市アイヌ施策推進委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないものとされておりますが、本日は、委員10名のうち9名の委員にご出席いただいております。井馬委員はご欠席ですが、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、5月1日現在の「委員名簿」です。委員や役職等に変更はございません。

次に、「次第」

次に、資料1「アイヌ施策に係る公の施設等の適正な使用承認の在り方について(諮問)」

次に、資料2「アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会の設置について(案)」

次に、資料3「令和7年度札幌市アイヌ施策年次報告書」

次に、資料3別紙「共同利用館後継施設平面図」

次に、資料4「令和7年度アイヌ施策推進地域計画目標評価報告書」

となっております。資料に不足はございませんでしょうか。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) 失礼いたしました。本日、委員や役職等に変更ございませんので、委員名簿の配布は省略させていただきます。

本日も皆様から貴重なご意見をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで事務局の人事異動がございましたので、着任の職員からご挨拶申し上げます。

○事務局(鈴木市民生活部長) 4月に市民生活部長に着任いたしました鈴木です。

委員の皆様には、日頃より札幌市のアイヌ施策の推進にご理解とご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまち」の実現に向けて力を尽くしてまいりたいと思いますので、委員の皆様には引き続き貴重なご意見、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) 改めまして、4月1日付けで着任いたしましたアイヌ施策課長の脇山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度も引き続き、皆様からご意見をいただきながら様々なアイヌ施策を推進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局(相澤事業調整担当係長) 4月1日付けで着任いたしました事業調整担当係長の相澤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(岩崎収納対策担当係長) 同じく4月に着任いたしました収納対策担当係長の岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(清水企画係職員) 4月15日に着任しました企画係の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) 事務局からは以上でございます。

2 議事

○尾崎委員長 それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題1「部会の設置について」です。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局(山本企画係長) 企画係長の山本と申します。よろしくお願いいたします。

私から専門部会の設置趣旨及び検討の進め方について、お手元の資料に基づきご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。

札幌市長より札幌市アイヌ施策推進委員会に対し、アイヌ施策にかかる公の施設等の適正な使用承認のあり方について諮問がなされました。

こちら読み上げさせていただきますと、本市では、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の理念に基づき、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ施策を推進しております。

札幌市の公の施設である白石区民センターや札幌駅前通地下広場で開催されたアイヌ民族に関連したパネル展については、アイヌの当事者等から「ヘイトスピーチであり、公の施設での開催を制限すべきである」など様々な声が寄せられましたが、公の施設の使用承認・不承認等を適切に判断するためには、基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた客観的かつ高度な判断基準が必要と考えております。また、判断基準の検討と合わせて、個別の事案に対しても適切に対応する必要があります。

つきましては、これら判断基準等の策定にあたりまして、以下の事項について貴委員会の意見を求めます。

諮問事項1「公の施設におけるアイヌ民族に関する展示その他の表現活動のための使用承認に係る判断基準を含むガイドライン等の検討について」、2「上記1のガイドライン等の検討が進められている間に、公の施設におけるアイヌ民族に関する展示その他の表現活動に関する使用申請があった場合における、個別事案の対応(使用承認の可否や条件付与の可否等)」について」の2つが諮問されております。

続いて資料2をご覧ください。

専門的かつ客観的な見地から諮問事項の2つの検討を行うことを目的に部会を設置することを記載しております。

部会の名称ですが、「アイヌ施策に係る公の施設使用等専門部会」としております。

部会の構成ですが、市長から諮問のあった2つの事項を具体的に検討するためには、基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた客観的かつ高度な法的な議論が必要となることから、憲法などの有識者や法律の専門家に限定した形で、部会にご参画いただくことを想定しております。

これは、すでに記者会見で秋元市長が述べていますが、法のご意見も含めて「第三者」の意見を伺いながら検討を進めていきたいという意向を踏まえ、このような体制にしております。

部会の審議結果がそのまま市の決定となるわけではなく、この『アイヌ施策推進委員会』に報告をし、当事者の皆様の視点を交えた総合的な観点でご議論いただいたうえで、市長に報告することになります。

さらに、専門部会における法的なプロセスにおいても、アイヌ民族の当事者や有識者の方々を「参考人」としてお招きし、直接ご見解を伺う場を検討しています。

なお、具体的な構成員につきましては、後ほど尾崎委員長からご説明いただきたいと存じます。

次に、部会及び推進委員会における検討の進め方についてでございます。

こちらは、現時点の事務局としての想定ということで、今後、変更になり得ることもございますので、ご承知おきいただければと思います。

今年度中に部会は5回程度の開催を考えております。

第1回の部会におきましては、課題の共有と論点の整理等を行うことを考えておりまして、第2回では、意見交換や委員以外の参考人からのヒアリングを行うことを想定しております。第3回では、意見等の整理を行い、この段階までの整理内容をまとめて推進委員会に中間報告という形で報告することを想定しております。続いて、第4回でガイドライン等(案)の検討、第5回でその最終案のとりまとめを行い、最終的に推進委員会に報告することを考えております。

推進委員会においては、部会からの報告に対する決議を行うことを予定しておりまして、最終的には札幌市長に答申いただきたいと考えてございます。

なお、ガイドライン等の検討が進められている間に、アイヌ施策に係る公の施設の使用申請があった場合は、必要に応じて随時、専門部会において個別事案対応の審議を行い、その結果を推進委員会に報告し、推進委員会で意見を決議するものとします。その決議した意見を参考に、市長が最終的な判断を行うこととなっております。

最後に公開・非公開の取扱いにつきましては、特定の個人や団体の権利利益に関わる個別事案審査に係るものなど、会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は非公開とする予定です。

本日の委員会では、この部会を設置することについて、委員の皆様のご了承をいただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○尾崎委員長 事務局から部会の設置趣旨及び検討の進め方について説明していただきました。

続いて、部会の構成について私から説明させていただきます。

札幌市アイヌ施策推進委員会規則第6条第1項に基づき、部会は委員長が委員会に諮って指名する委員及び臨時委員をもって組織することとなっております。

先ほど事務局から説明があったとおり、本件は基本的人権を尊重した上で、関係法令等を踏まえた高度な法的検討が必要になることから、憲法や法律の専門的知見を活用するために、臨時委員という形で次の方々にご参画いただく予定であります。

小樽商科大学商学部企業法学科教授 小倉一志氏、北海学園大学法学部教授 館田晶子氏、弁護士 綱森史泰氏、弁護士であり札幌人権擁護委員協議会会長の八代眞由美氏の4名です。

それぞれご参画いただく方向で内諾をいただいているところであります。

また、本委員会からは、同じく法律系の人間として私が部会に参加する予定であります。

次に部会長ですが、札幌市アイヌ施策推進委員会規則第6条第2項に基づき、委員長が指名することとなっておりますが、綱森弁護士にお引き受けいただきたいと考えております。事前にご本人からは内諾をいただいております。

以上が部会の設置についての説明となりますが、委員の皆様からご質問やご意見などをお願いできますでしょうか。

○結城委員 これ、お話は聞いておりましたが、この部会の中に、先住民文化や国際法を含め、先住民社会を理解する方は専門委員の中に入っているのでしょうか。

○尾崎委員長 それを直接専門としている方は、この中にはいません。

もちろん、そのような方々をお願いすることも考えられるのですが、やはり今回の問題は憲法的な論点が非常に難しいため、それに造詣の深い先生方にお集まりいただいております。

先住民法や国際法の観点からのご意見については、部会におけるヒアリングの中で、参考人として来ていただき、お話を聞くことを考えております。

○結城委員 変な意見かもしれませんが、2008年の国会決議でアイヌが先住民族として認められてから、そこまでにタイムロスがありました。

ヘイトスピーチの内容というのは、その認められなかった時期のことが結構含まれているんですよ。

今のうちにこれをちゃんと解決しておかないと、将来的にも、僕らの世代を超えて同じような問題が起きる可能性があります。

ぜひ、一人でもアイヌ文化に詳しい方がいたらいいというのが、僕の意見です。

○尾崎委員長 ありがとうございます。他にもございましたら、関連でも結構です。どうぞ。

○早坂委員 ガイドラインを作っていくということは、とても素晴らしいと思います。

ただ、こちらは伝えたい側で、ヘイトにつながるとは思っていない言葉であっても、受け取る側がヘイトだと感じる場合があります。

そういうところをガイドラインでどう線引きしていくのかは、とても難しい部分だと思っています。

専門家、弁護士の方々が憲法や人権などを踏まえて検討されるとは思いますが、どういふふうに進めていくのか、少し不安に思いました。

ただ、ヒアリングも行われるとのことですので、その際には私たちアイヌ民族も参加させていただけると思いますので、また質問等させていただければと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、私も法学部の人間ですので、これが極めて難しい論点を含む問題であることは重々承知しております。

だからこそ、非常に信頼できる憲法学者や弁護士の先生にお願いしております。

かなり詰めた議論をしないと、きちんとした結論は出ないだろうと思っておりますので、皆様方のご協力もお願いしたいところです。

○結城委員 すみません。この参考人ヒアリングでは、アイヌ民族側からは出ると思うのですが、ヘイトスピーチ側の人たちは参考人として呼ばないのでしょうか。

○尾崎委員長 まだどなたをお呼びするかについては、今後、私と綱森部会長を中心に協議して人選を進めていく段階です。

これはまだ部会として決まったわけではありませんが、私個人としては、展示の主催団体の方にも来ていただく必要があるのではないかと考えております。

○結城委員 僕もそう思います。

なぜこういうヘイトスピーチが行われるかを、僕らアイヌ側も知りたいんですね。

ぜひ、ヘイトスピーチをする側の人たちの意見も聞いてほしいと思います。

○尾崎委員長 はい、そのつもりでおります。部会の先生方とも協議した上で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

他でございますでしょうか。

○本田委員 前回の委員会で、地下歩行空間のパネル展示について意見を申し上げました。

このままでは札幌市の信頼に関わるというふうに指摘しましたが、その後すぐにこういう動きになったことは、大変評価できることだと思っています。

ただ、今回の部会設置の内容について、本当にこれでいいのだろうかという思いがあります。

昨日、北大の北原先生から意見書が送られてきました。

中央大学の小坂田先生、それから北原先生ほか数名で作成された意見書で、札幌市にも送られ、各メディアにも共有されたと伺っています。

特に国際人権法について、「国際人権法は国内法に対して上位に位置づけられる」という点も含め、論理的に整理されておりました。

最後に、「部会委員の半数はアイヌに出自を持つ人たちで構成されるべきである」「原則として透明性を堅持するため、資料や議事録を公開すべきである」と書かれており、私も納得できる内容だと思いました。

これに対して札幌市としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) ありがとうございます。

昨日、北原先生から意見書をいただいております。

取り扱いについて北原先生とご相談し、専門部会の委員の皆様や推進委員会の皆様にも共有させていただきたいということでご了承いただいております。

今後、まず専門部会に共有させていただきたいと考えております。

委員構成についてですが、今回の専門部会では、極めて高度な法的判断や議論が行われる可能性が高いことから、まず法律の専門家を中心に構成したいと考えております。

その上で、審議結果については、この推進委員会に報告し、多角的な観点からご議論いただいた上で、市へ答申いただく流れを考えております。

その過程で、当事者や有識者の皆様のご意見も伺ってまいりたいと考えております。

○本田委員 いろいろご検討の上で、そういう結論になられたのだらうとは思いますが。

だとすれば、国際人権法の専門家が入っていないのはおかしいのではないかと思います。

そうでなければ、現在の世界の先住民族に関するグローバルスタンダードから遅れた議論になってしまうのではないのでしょうか。

もちろん、先生方に対して失礼な言い方かもしれませんが、それぞれ専門分野があります。

例えば今回の委員会で言えば、小坂田先生のような国際人権法の専門家が一人入るだけでも、議論はかなり変わってくると思います。

ぜひご検討いただきたいと思います。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) ありがとうございます。

先ほど委員長からもお話がありましており、国際人権法の有識者や当事者の方々については、現時点では部会の構成員としてではなく、参考人という形でお招きし、専門的なご見解を伺いたいと考えております。

○西尾委員 この部会の構成メンバーを決めることについて、ここで承認を取って進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) そのとおりでございます。

○西尾委員 その時に、今おっしゃられたようなメンバーの中に、国際人権法に精通されている先生が入っていない状況で、納得していない委員がいた場合はどうすればいいのでしょうか。これはもう決まったものだから了承してください、ということなのでしょうか。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) 今回の部会の設置、委員構成も含めて、この推進委員会の中で決定いただきたいという趣旨でございます。

その中で、市長の意向等も踏まえ、委員長とも相談した上で、まず法律の専門家の皆様に議論いただく必要があるのではないかとということで、本日もご提案しております。

その上で、部会においては、有識者や当事者の皆様からご意見をいただく機会を設けたいと考えております。

また、最終的にはこのアイヌ施策推進委員会の場でご議論いただき、当事者や様々な立場の方々のご意見もいただきたいと考えております。

○尾崎委員長 少し補足させていただきます。

既に委員からもお話がありましたように、これはヘイトスピーチの問題であり、国際人権の問題であるということは、私も十分承知しております。

根本的な解決のためには、先住民法や国際人権法の高度な議論が必要であることも間違いないと思っています。

ただ、今回については、市長から「公の施設の適正な使用承認のあり方について」という、論点を絞った形で諮問があったということです。

まずはそこについて議論しなければならないということで人選が進みました。

繰り返しになりますが、ヘイトスピーチの問題である以上、国際人権法の視点が必要であることは十分理解しております。

その上で、公の施設における表現行為と、それに対する規制をどう考えるかという点について、かなり詰めた議論が必要となるため、それに適任な先生方をお願いしたという経緯です。

ヒアリングの過程では、国際人権法の専門家の話を聞くことも必要ですし、関連文献等も分析することになると思います。

また、先ほど「アイヌ民族の方が部会に入るべきではないか」というご意見もありました。

ヘイトスピーチの被害を受ける当事者として、そのご意見はもっともだと思います。

ただ、秋元市長が記者会見で「第三者の意見を聞きながら検討したい」と述べており、その意味では、まず第三者的立場から法的議論を詰めていく必要があると判断しました。

その結果をこの委員会にお示しし、当事者の方々も含めて議論した上で、市長への答申につなげていきたいと考えております。

○結城委員 ありがとうございます。

施設の問題が中心になっていることは理解しています。

ただ、心情的な話になって申し訳ないのですが、これは札幌市で起きたことなので札幌市の問題と捉えられがちですが、札幌市だけの問題ではなく、全道のアイヌの方々が目している問題です。

2008年から先住民族として認められ、少しずつ前に進んできましたが、その前の時代に多くの人が傷ついてきた歴史があります。

「今でもこんなふうに言われるのか」という声も実際に届いています。

そこはぜひ深く理解してほしいと思います。

また、札幌市はユニバーサル条例を作り、人権に優しいまちづくりを進めてきました。

そうした札幌市だからこそ、市長のコメントにも少し疑問を感じたアイヌの方は多いと思います。

このヘイトスピーチは、私たちが対抗意識を持って炎上させているわけではなく、こちらは穏やかに共生を願っている中で、向こうから仕掛けられているものです。

それを見た多くのアイヌの方々が深く傷ついています。

根本的な解決につながる議論をお願いしたいと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。

そのお気持ちは重々承知しているつもりです。

また、今後部会に参加される先生方との議論の中でも、非常に巧妙に行われている展示によって、多くのアイヌ民族の方々が傷ついているということは、否定しようのない事実として共有されるものと考えています。

だからこそ、その上で非常に高度で難しい憲法学的議論が必要になる可能性があります。

既に他自治体でも同様の問題が起きておりますので、そうした先行事例も参照しながら、札幌市として生産的な議論を深めていければと考えております。

ご意見ありがとうございました。

○本田委員 参考人として意見をいただくことはとても大事だと思いますが、それはあくまで参考意見であって、委員として実際に議論する立場とは異なるのではないかと思います。そういう意味で、この部会の委員の先生方の役割は非常に大きいと思っています。

今回の諮問事項について、「市長がこういう諮問を出されたから、こういう流れになる」というご説明でしたが、社会的にはそれだけではなく、大きな影響力を持つ問題として受け止められていると思います。

ですから、最善を尽くして、「こういう人選で、こういう議論を行った」ということが、後々誇れるようなものになってほしいと心から思っています。

今ここで構成を変えることは難しいのかもしれませんが、多くのアイヌの方々のお気持ちや、若い世代への責任ということも含めて、ぜひ最善を尽くしていただきたいと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。最善を尽くすことはお約束いたします。

その上で、国際人権法等の問題について、どこまでこの部会で議論できるかは現段階では申し上げられませんが、他の部会員の先生方も非常に高度な議論を展開してくださるものと確信しております。

その意味で信頼していただければと思います。

また、先ほどからいただいている強いお気持ちについては、十分承知した上で今後の議論に臨みたいと思っております。

他にございますでしょうか。

(発言なし)

それでは、部会の設置についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○尾崎委員長 ありがとうございます。

それでは次に、議題2「令和7年度札幌市アイヌ施策年次報告について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局(山本企画係長) 企画係長の山本です。

私から、資料3「令和7年度札幌市アイヌ施策年次報告書」について、ご説明いたします。おめくりいただきまして1ページをご覧ください。

第2次札幌市アイヌ施策推進計画の体系ごとに、令和7年度に実施した事業等について記載しております。私からは主に昨年度から変更になった点などを中心に説明させていただきます。

最初に、1ページ「施策目標1:アイヌ文化の保存・継承・振興」、「推進施策1:アイヌ文化の継承と人材育成」についてです。予算規模としては503万8千円でした。このうち「4 アイヌ文化継承関係の担い手育成に係る調査研究」については、アイヌ伝統文化の担い手を中長期的な観点で育成する仕組みづくりのため、先行事例である平取町における育成事業について現地調査・分析を実施し、本市の地域特性等を踏まえた今後の担い手育成事業モデルを検討しました。

次に、同じ1ページ「推進施策2:アイヌ民族の伝統的な生活空間(イオル)の再生」ですが、予算規模は462万9千円で、このうち1ページ下段から2ページ上段までの「1 イオル再生事業の実施」については、清田区内の市有地において自然素材の育成を行ったほか、民具づくり・伝統料理調理・子ども遊びの3つの体験講座を開催し、合計で153人の方にご参加いただきました。

次に、同じ2ページ「施策目標2:アイヌ民族に関する理解の促進」、「推進施策1:アイヌ民族に関する啓発活動の推進」についてです。予算規模としては2,941万9千円でした。このうち「2 大型イベントと連携した情報発信」については、北海道マラソン2025の前日、前々日に開催されたEXPO会場にて、アイヌ文化ステージへ出演しアイヌ民族の伝統的楽器の演奏や歌、踊り等を披露しました。

つづきまして、3ページ「4 アイヌ人権啓発事業」については、アイヌ民族の歴史・文化等について理解と認識を深めるとともに、アイヌ民族に対する偏見や差別を解消するため、アイヌ民族の歴史・文化等に関するパネル展を2回実施しました。

次に、5ページ「推進施策2:アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実」についてですが、予算規模は3,031万5千円でした。このうち「1 小中高校生団体体験プログラムの実施」及び「2 小中高校生団体出前体験プログラムの実施」については、令和7年度、1番として87校、6,298人、2番として59校、4,625人となりました。

次に、7ページ「施策目標3:体験・交流の促進」、「推進施策1:札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出」についてです。予算規模としては、1億1,622万4千円でした。このうち「1 アイヌ文化交流センターの運営」についてですが、8ページ「(6) アイヌ文化体験コーナー」では、30分程度の刺しゅうや木彫りなどの制作体験及び民族衣装を着用して記念撮

影できるコーナーを令和4年5月から開設しております。令和7年度は、新たに缶バッジの製作体験を導入し、多くの来館者に利用いただいております。

次に、8ページ下段にアイヌ文化交流センターの利用状況を記載しております。令和7年度の来館者数は、64,219人で歴代最多となりました。

次に、9ページ「2 アイヌ文化交流センターの機能の充実」については、老朽化が進んでいた交流ホールの音響機器、展示室内の映像ガイダンス機器の更新及び展示室観覧料のキャッシュレスサービスを開始し、貸室使用者及び観覧者の利便性の向上を図りました。

つづきまして、同じ9ページ「4 庭園のリニューアル」については、アイヌゆかりの植物を来館者にわかりやすく説明するために、計画的に屋外庭園をリニューアルすることとしており、令和7年度は枯れ木や折れ木など密生していた樹木を伐採しました。

次に、同じ9ページ「推進施策2:アイヌ文化の体験・交流の機会創出」についてですが、予算規模は315万7千円でした。このうち「1 アイヌ文化交流センターイベントの実施」については、令和7年度は開催回数を20回に増やし、アイヌ料理の試食を毎回実施するなどの工夫を凝らし、参加者は年々増加傾向にあります。

次に、10ページ「施策目標4:産業等の振興」、「推進施策1:アイヌ文化のブランド化の推進」についてです。予算規模は2,490万9千円でした。「1 札幌市アイヌ文化PRコーナーの設置」についてですが、令和7年度には、ポロセをPRするためSNSを開設し、定期的に情報発信を行ったほか、開設1周年記念イベントとして、古式舞踏演舞や講演会の実施、クイズラリー等を実施しました。また、ポロセに併設するアイヌ文化PRスペースでは、刺しゅうや木彫り等の体験ワークショップ、マキリやムックリの展示、写真撮影コーナーの設置、「家庭でできるアイヌ料理」リーフレットの配布などを行いました。

次に、同じ10ページ「推進施策2:アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進」についてですが、予算規模は952万7千円でした。このうち「2 アイヌ文化に触れる市内バスツアーの実施」については、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めるため、札幌市内のアイヌ関連施設(北大植物園とアイヌ文化交流センター)を巡るバスツアーを計2回実施し、34人の方にご参加いただきました。

次に、11ページ「施策目標5:生活関連施策の推進」、「推進施策1:生活環境等の整備」についてです。予算規模は、3億23万円でした。このうち、「4 共同利用館後継施設整備事業」についてですが、老朽化が進んでいる共同利用館の後継施設確保について検討を進め、令和7年度は基本設計を実施しました。なお、基本設計時の設計案は、別紙のとおりでございます。今後はこの設計案を基に、アイヌ団体のご意見も伺いながら実施設計を行っていきたいと考えております。

最後に、12ページ「指標の達成状況」ですが、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」の実施状況を検証・評価し、施策のさらなる充実につなげるため、施策目標毎に定めた指標と達成状況を年度毎に掲載しております。令和7年度時点で、すでに目標値に達している指標も3項目あり、まだ目標値に達していない指標についても、当初値からポイントを上げ、目標値に近付いていることが確認できております。引き続き、各種事業を実施することにより、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、各種の施策を推進していきたいと考えております。

資料3の説明は以上です。

続いて資料4「令和7年度アイヌ施策推進地域計画目標評価報告書」についてご説明いたします。

令和6年度から令和10年度までを期間とする現在のアイヌ施策推進地域計画で実施する一部の事業については数値目標を定めておりました、その数値目標の達成状況について、例年委員の皆様にご意見を頂戴し、この資料4の1ページ下段「札幌市アイヌ施策推進委員会委員による意見等」という欄に皆様のご意見を記載し、本市HPに公表するものとなっております。委員の皆さまのご意見については、この資料4と資料3の年次報告に対していただいた意見を取りまとめて記載させていただきたいと考えております。

初めに、1番の目標の達成状況についてですが、全部で8つの事業で数値目標を設定しております。令和10年度までに達成すべき目標値を「A欄」、先ほどご説明しました資料3にも記載がありました令和7年度の実績値が「B欄」、その横に「達成率」を記載しております。

令和7年度で、すでに目標を達成している事業が5つ、達成率が85%の事業が1つ、まだ実績がない事業が1つとなっております。

中段以降の内容につきましては、資料3の報告と重複しますので、説明は省略させていただきます。

私からの報告は以上となります。

○尾崎委員長 ありがとうございます。

委員の皆様からご質問やご意見などお願いいたします。

○早坂委員 ピリカコタンで行われているイベントについてですが、私も団体に所属している関係で参加させていただいております。

ただ、イベントを行う際に、「私たちはこういう文化をPRしたい」「こういうイベントをやりたい」という意見を聞かれたことがほとんどありません。

以前は、自分たちで料理の内容を考えたり、ワークショップの内容を提案したりすることもできていたのですが、最近は「決まった内容を実施してください」という形が多くなっています。

それぞれの団体にはカラーがありますが、それを出せるイベントになっていないと感じています。

今後は、「自分たちはこういうことが好きで、こういう文化を知ってほしい」という団体ごとの特色を見せられるようなイベントづくりを、団体と一緒に進めていただければと思っています。

要望としてお願いいたします。

○尾崎委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○結城委員 クマ対策は、この中に入っていますか。

何年か前にクマが出たり、鹿も多かったり、植物への影響もありますよね。

○早坂委員 柵を張りましたよね。

○事務局(山本企画係長) はい、張りました。

○結城委員 予算に書いていなかったのが気になっていました。

市民の方にも来ていただきたいですし、熊が1頭出ただけでピリカコタンが閉鎖になりがちなので、対策をしてくださっているのはすごくありがたいです。

ぜひ、分かりやすくここに書いていただければと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。どうぞ。

○西尾委員 資料3の3ページ、「4 アイヌ人権啓発事業」についてです。

毎年パネル展を開催されていますが、資料4の報告では「講座の実施まで至らず、パネル展を開催するに留まった」と書かれていました。

個人的には、パネル展よりも講座の方がより重要なのではないかと考えています。

講座を実施できなかった理由や、今年度実施する予定があるのかなど、振り返りと今後の展望を教えていただければと思います。

○事務局(山本企画係長) 講座につきましては、当初、令和7年度から開始する想定でおりました。

パネル展と講座、さらに人権啓発冊子の作成を合わせて進める予定で、その冊子に基づいた講座を想定しておりました。

ただ、冊子作成の調整に時間を要しており、講座実施まで至らなかったというのが実情です。

講座の実施自体を断念したわけではなく、引き続き実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○西尾委員 今年度は実施する予定でしょうか。

○事務局(山本企画係長) 現時点で確定はしておりませんが、まずは人権啓発冊子の調整を進め、その後、講座も合わせて実施できればと考えております。

○西尾委員 ありがとうございます。ぜひ実施していただきたいと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。どうぞ。

○早坂委員 10ページの「ブランド化の推進」についてです。

PRコーナーを設置したからといって、それだけでブランド化が促進されるわけではないと思っています。

今後、ブランド化に向けてどのように進めていくのか、お考えをお聞きしたいです。

また、個人的には、どこかの企業とコラボした作品や商品など、そういったものこそブランド化につながっていくと思っています。

そういうものをPRする場所として、イベントなどもぜひ活用してほしいと思っています。今回、コンサドーレとのコラボシャツについて、札幌市や関係者の方々にもいろいろ動いていただきましたが、販売には至りませんでした。

せっかく自分の文様などをPRできる機会があるのに、PRコーナーが十分活かされていないようにも感じます。

自分たちが作った文様などを本当にブランド化していくためにも、力になっていただけると、それ自体がPRにつながっていくのではないかと思います。

今後どのような方向性で進めていくのか、お聞きしたいです。

○事務局(相澤事業調整担当係長) 事業調整担当係長の相澤です。

ご意見ありがとうございます。

ブランド化という部分では、ポロセへの出品に当たり、一定の選定基準を設けており、アイヌ民族の伝統を正しく表現し、品質とブランドを守る販売体制を維持しているところです。

それに加え、コラボレーションなどを通じて別の形でブランド化していくことも、ポロセの魅力向上につながる取組だと考えております。

今後、関係者会議等の中でも検討しながら、取り組めることがあれば引き続き検討していきたいと思っております。

○結城委員 せっかくなので、PRコラボレーションの中で、例えばアイスホッケーやコンサドーレのような活動をしているアイヌの方々について、特集を組むようなこともあっていいと思います。

いろいろな場所で活躍していることを紹介することで、その人の名前が広がりますし、若いアーティストの目標にもなるのではないかと思います。

常設でなくても、特集企画のような形でもよいので、そういう考え方も取り入れていただければと思います。

○事務局(相澤事業調整担当係長) ありがとうございます。

○尾崎委員長 関連して少しお伺いします。

ポロセにおける商品構成やイベント企画などは、札幌市のどの部署が中心となって進めているのでしょうか。

○事務局(相澤事業調整担当係長) アイヌ施策課で対応しております。

○尾崎委員長 例えば、展示内容やイベント企画について、意見を出したり助言したりするような会議体はあるのでしょうか。

○事務局(相澤事業調整担当係長)

3か月に一度、札幌市アイヌ施策課、委託事業者、それから出品者の皆様による三者会議を開催しており、その中で意見交換を行っております。

○尾崎委員長 なるほど。今のような特集企画のアイデアなども、そうした場で共有できそうですね。

○事務局(相澤事業調整担当係長) 共有して参りたいと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○本田委員 先ほどもありましたように、歴史文化に関する講座が開催されていないのは少し残念に感じています。

これまでの一般的な歴史文化の解説だけではなく、地下歩行空間のパネル展示を見て疑問や不安を感じた人たちに対して、「実際はこういうことなんですよ」と分かりやすく説明するような講座があると、知りたいと思っている方々にとって意義があるのではないかと思います。

そうした方々が参加し、自分なりに理解を深めたり、整理したりできるような講座には一定の需要があるのではないかと感じています。

もちろん難しい部分もあるとは思いますが、そのようなニーズもあるのではないかと思います。

○事務局(山本企画係長) 人権啓発としての講座は実施しておりませんが、4ページの「アイヌ文化体験講座」の中で、市民向け講座を実施しております。

その中の「アイヌ民族の歴史と文化」という講座については、アイヌ協会の講師により毎年実施しており、過去からの歴史や文化を学ぶことができる内容となっております。

パネル展に特化した内容ではありませんが、そうした講座を通じて理解を深めていただければと思っております。

こちらについては今年度も実施予定ですので、ぜひご参加いただければと思います。

○尾崎委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(発言なし)

○尾崎委員長 それでは、本日のご意見を踏まえ、今後の検討を進めていただければと思います。

事務局の皆様、よろしくお願いいたします。

3 その他

○尾崎委員長 本日予定している議題は以上となりますが、皆様から他に情報提供等ございますでしょうか。

(なし)

○尾崎委員長 最後に、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○事務局(脇山アイヌ施策課長) 本日も皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

次回の委員会ですが、現時点では8月頃を予定しております。

先ほど部会の説明でも申し上げましたとおり、中間報告を予定しておりますので、8月開催を予定しておりますが、詳細はまだ決まっておりません。

日程が近づきましたら、改めて皆様と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

4 閉会

○尾崎委員長 それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上